

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日と
おきか
てると
する)

目 次

◇規 則 鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則(会計課)
鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部を改正する規則(〃)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則
一 手数料を次のとおり改めることとした。

区 分	金 額	
	現 行	改 正 後
1 行政書士試験手数料	五千五百円	六千六百円
2 建築物清掃業者登録手数料	二万七千円	三万円
3 建築物空気環境測定業者登録手数料	二万七千円	三万円

4 建築物飲料水水質検査業者登録手数料	二万七千円	三万円
5 建築物飲料水貯水槽清掃業者登録手数料	二万七千円	三万円
6 建築物ねずみ昆虫等防除業者登録手数料	二万七千円	三万円
7 建築物環境衛生一般管理業者登録手数料	三万九千円	四万円
8 と畜検査手数料		
病畜以外の獣畜		
生後一年未満の牛又は馬	四百三十円	四百五十円
ただし、生体五十キログラム未満の牛又は馬にあつては、	百七十円	二百円
生後一年以上の牛又は馬	八百円	九百円
豚	四百円	四百二十円
めん羊又は山羊	百七十円	二百円
病畜		
9 衛生検査所登録申請手数料	六万三千円	七万五千円
10 衛生検査所登録証明書書換え交付手数料	六千三百円	七千五百円
11 衛生検査所登録証明書再交付手数料	六千三百円	七千五百円
12 衛生検査所登録変更申請手数料	四万七千円	五万六千円
13 家畜人工授精師免許申請手数料	千二百円	千四百円
14 家畜人工授精師開設許可申請手数料	四千元	四千七百円
15 家畜人工授精師免許証書換え交付手数料	千円	千三百円
16 家畜人工授精師免許証再交付手数料	千円	千三百円

17	卸売業許可申請手数料	十万円	十三万円
18	卸売業許可証書換え交付手数料	八百円	千円
19	卸売業許可証再交付手数料	千六百元	二千円
20	営業所小売業許可申請手数料	一万三千元	一万五千元
21	営業所小売業許可証書換え交付手数料	八百円	千円
22	営業所小売業許可証再交付手数料	千六百元	二千円
23	販売所小売業許可申請手数料	六千五百円	七千八百円
24	販売所小売業許可証書換え交付手数料	八百円	千円
25	販売所小売業許可証再交付手数料	千六百元	二千円
26	特定米穀販売業許可申請手数料	一万二千元	一万五千元
27	特定米穀販売業許可証書換え交付手数料	八百円	千円
28	特定米穀販売業許可証再交付手数料	千六百元	二千円
29	生産事業者登録手数料	四千九百元	五千九百元
30	生産事業者講習手数料	八千円	一万円
31	生産事業者の登録証の書換え交付手数料	二千三百円	二千七百元
32	生産事業者の登録証の再交付手数料	千八百円	二千二百円
33	種苗証明申請手数料	二万七千円	三万三千元
1	種穂の場合 種子一キログラム の加算額	四千五百円	五千四百円
	穂木一万本につき	三千八百円	四千六百円
2	苗木の場合 幼苗一万本につき の加算額	二千七百元	三千三百円

34	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用承認申請手数料	九万五千元	十一万円
35	道路内における建築許可申請手数料	十二万円	十五万円
36	用途地域における建築等許可申請手数料	十二万円	十五万円
37	特殊建築物等敷地許可申請手数料	十二万円	十五万円
38	建築物の延べ面積の特例許可申請手数料	十二万円	十五万円
39	建築物の高さの許可申請手数料	十二万円	十五万円
40	日影による建築物の高さの特例許可申請手数料	十二万円	十五万円
41	敷地内に広い空地を有する建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合又は各部分の高さの特例許可申請手数料	十二万円	十五万円
42	再開発地区計画の区域における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	十二万円	十五万円
43	仮設建築物建築許可申請手数料	九万五千元	十一万円
44	宅地建物取引主任者資格試験手数料	五千円	七千円
45	宅地建物取引主任者資格登録簿登録手数料	三万円	三万四千円
46	宅地建物取引主任者資格登録の移転申請手数料	六千円	七千円
47	宅地建物取引主任者証の交付申請手数料	三千円	三千五百円

幼苗以外の苗木一万本につき

四千三百円に証明に係る事実の確認の回数を得た額
五千二百円に証明に係る事実の確認の回数を得た額

48 宅地建物取引主任者証の有効期間
の更新申請手数料

三千元 三千五百円

二 この規則は、平成五年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

一 総務管財課等に設置するファクシミリ装置を使用して行う通信に係る運用経費等の支払に関する事務を鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う事務から除くこととした。

二 組織機構の改革に伴う所要の規定の整備を行うこととした。

三 一 この規則は、平成五年四月一日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

規 則

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年三月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則（昭和三十一年一月鳥取県規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一号中「五千五百円」を「六千六百元」に改め、同表第三十八号の三から第三十八号の七までの規定中「二万七千元」を「三万円」に改め、同表第三十八号の八中「三万九千元」を「四万千元」に改め、同表第七十七号を次のように改める。

七十七 と畜検査手数料

病畜以外の獣畜

生後一年未満の牛又は馬

四百五十円。ただし、生体五十キログラム未満の牛又は馬にあつては、二百円

生後一年以上の牛又は馬

九百円
四百二十円

豚

二百円
千三百円

病畜

別表第九十五号の二中「六万三千元」を「七万五千元」に改め、同表第九十五号の三及び第九十五号の四中「六千三百円」を「七千五百円」に改め、同表第九十五号の五中「四万七千元」を「五万六千元」に改め、同表

第四百四十一号の四中「千二百円」を「千四百円」に改め、同表第四百四十一号の五中「四千円」を「四千七百元」に改め、同表第四百四十一号の六及び第四百四十一号の七中「千円」を「千三百円」に改め、同表第四百四十一号の八及び「十万円」を「十三万円」に改め、同表第五百五十五号中「八百円」を「千

円」に改め、同表第五百十六号中「千六百元」を「二千円」に改め、同表第五百十七号中「一万三千元」を「一万五千元」に改め、同表第五百十八号中「八百円」を「千円」に改め、同表第五百十九号中「千六百元」を「二千円」に改め、同表第六十号中「六千五百円」を「七千八百円」に改め、同表第六十一号中「八百円」を「千円」に改め、同表第六十二号中「千六百元」を「二千円」に改め、同表第六十二号の二中「一万二千円」を「一万五千元」に改め、同表第六十二号の三中「八百円」を「千円」に改め、同表第六十三号中「千六百元」を「二千円」に改め、同表第六十三号の五中「四千九百元」を「五千九百元」に改め、同表第六十三号の六中「八千元」を「一万円」に改め、同表第六十三号の七中「二千三百円」を「二千七百元」に改め、同表第六十三号の八中「千八百円」を「二千二百円」に改め、同表第六十三号の九中「二万七千元」を「三万三千元」に、「四千五百円」を「五千四百円」に、「三千八百円」を「四千六百元」に、「二千七百元」を「三千三百円」に、「四千三百円」を「五千二百円」に改め、同表第八十八号の二中「九万五千元」を「十一万円」に改め、同表第八十九号から第九十三号の四までの規定中「十二万円」を「十五万円」に改め、同表第九十三号の五中「九万五千元」を「十一万円」に改め、同表第九十四号の二中「五千円」を「七千円」に改め、同表第九十四号の三中「三万円」を「三万四千元」に改め、同表第九十四号の四中「六千元」を「七千円」に改め、同表第九十四号の五及び第九十四号の六中「三千円」を「三千五百円」に改める。

附 則

この規則は、平成五年四月一日から施行する。

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年三月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六号

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「総務管財課」を「管財課」に改め、同条中第三号を削り、第四号を第三号とし、同条第五号中「広報文書課」を「総務課」に改め、同条中同号を第四号とする。

附 則

1 この規則は、平成五年四月一日から施行する。

2 この規則による改正前の鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則第二条第三号に掲げる事務で平成四年度の歳出に係るものについては、この規則による改正後の鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。